大江橋法律事務所
OH-EBASHI

2023年４月

中国最新法律 Newsletter

Vol.21

Contents

1 情報セキュリティ・サイバーセキュリティ
＜個人情報の中国越境規制①＞

2 コンプライアンス・不祥事対応
中国事業の不正リスク対応(3)
中国子会社における内部統制システムの構築と経営資源の配置

3 新法紹介
1　国家市場監督管理総局による独占禁止法に関する一連の規則
2　「広告における絶対的用語に関する法執行ガイドライン」
3　「インターネット広告管理弁法」
4　「化粧品ネットワーク経営監督管理弁法」

4 中国からの風便り
Chat GPTと中国

5 近時の活動
セミナー及び執筆のご紹介

情報セキュリティ・サイバーセキュリティ

＜個人情報の中国越境規制①＞

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史
PROFILE

上海翰凌法律事務所
律師 張 鵬程
PROFILE

一、はじめに

2023年2月22日に国家インターネット情報弁公室（以下「CAC」という。）により「個人情報の越境移転にかかる標準契約弁法」（以下「標準契約規定」という。）が公布され、同年6月1日から施行されることになった。標準契約規定の公布により、2021年11月1日に中国の個人情報保護法が施行されて以降、日本企業及び現地の日系企業（以下「日本企業」という。）を含む多くの企業の関心を集めていた個人情報の越境移転に関する制度が基本的に整ったといえる。

現在、中国で事業を展開するほぼ全ての企業が、自社の従業員、取引先の担当者、購入消費者等、何らかの形で個人情報を取り扱っている。特に日本企業の場合、現地の個人情報を日本本社に集約する体制を採る企業が多いため、今後、個人情報の中国からの越境移転に関する具体的な検討が進むと予想される。そのため、今月から数回にわたり、中国の個人情報の越境移転に関する全体像と共に、実務上、日本企業の多くが関心を寄せる安全評価審査、標準契約の締結を通じた越境移転について解説する。

二、越境移転に関する全体像

中国の個人情報保護法では第3章を「個人情報の越境移転に関する規則」と題し、個人情報処理者[1]が中国国内で収集した個人情報を中国国外に越境移転する場合の条件について規定する。当該条件は大きくは下記3つの条件から構成され、それらを**「全て充足する」**必要がある。

① 適法性の条件を具備すること（法第38条）
② 本人の個別の同意を得ること（法第39条）
③ 個人情報保護影響評価を実施すること（法第55条）

弊所が日々日本企業から個人情報取り扱いに関する相談を受ける際、安全評価審査、個人情報保護認証及び標準契約の締結という3つの個人情報の越境移転に関する条件が話題にのぼるが、それらは上記適法性の条件（①）に関わるものである。個人情報を越境移転するための準備として適法性の条件を具備することは当然であるが、実際の業務に携わると本人の個別の同意や個人情報保護影響評価に時間を要することも多い。また中国から日本へ越境移転した個人情報を第三国の現地法人等でも共有しようとする場合は、日本法やＧＤＰＲと中国法の整合性を図る必要もあり、それほど簡単な作業ではないのが実感である。

三、適法性の要件

1. はじめに

適法性の条件に関しては、個人情報処理者が業務等の必要性により中国国外に個人情報を提供する必要がある場合に、下記**「いずれかの条件を具備する」**必要がある。

① 個人情報保護法第40条に基づきCACによる安全評価審査に通過したこと
② CACの規定に基づく専門機構による個人情報保護認証を得たこと

[1] 個人情報を収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開及び削除等を行う者を指す（法第４条２項）。但し、標準契約を通じた越境移転に関する「個人情報処理者」については、標準契約規定の付属書類である「個人情報の越境移転にかかる標準契約」第１条（一）において、「個人情報処理活動において、自ら処理の目的及び処理の方法を決定し、中国の国外に向けて個人情報を提供する組織、個人」と規定されており、個人情報を越境移転する側の当事者として定義されている。

③　CACが制定した標準契約に従い国外の受領者と契約を締結し、双方の権利義務を約定したこと

④　法令が定めるその他の条件を具備すること

以下では、①CACによる安全評価審査について説明していく。

2. 安全評価審査

（1）法律上の要件

安全評価審査は、CACが個人情報の越境移転について個人の権利の保護のみならず、国家の安全又は社会公共の利益の観点から審査されるものである。その審査には数カ月の時間を要するうえ、審査を経なければ個人情報を越境できないため、企業の負担は重くなるが、必ずしも全ての企業が審査を受ける義務を負うわけではない。

個人情報に関する安全評価審査については、1）重要情報インフラ運営者（いわゆるCIIO）、又は2）個人情報の処理がCACの定める数量に達した個人情報処理者は、越境移転しようとする個人情報を中国国内に保存するとともに、それらを越境移転する前に安全評価審査を通過することが義務付けられる。

1）の重要情報インフラ運営者とは、公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融等の重要な産業及び分野において、一旦その機能が破壊され又はデータ漏洩等に遭遇すると、国の安全保障、国民経済と生活を深刻な危害をもたらす恐れのある重要ネットワーク施設、情報システム等を運営する事業者をいう。重要情報インフラ運営者については、基本的に政府行政部門による認定を受ける建前となっており、自社がCIIOに該当するかは比較的容易に判断できる。

これに対し、2）の「個人情報の処理がCACの定める数量に達した」とは下記①～③を指し、そのいずれかに該当する場合には安全評価審査を受ける必要がある[2]。

①　**100万人以上の個人情報を取扱うデータ処理者**が中国国外に個人情報を提供する場合

②　**前年1月1日から累計で10万人の個人情報**あるいは**1万人の機微な個人情報**を中国国外に提供したデータ処理者が中国国外に個人情報を提供する場合

③　CACが規定するその他のデータ国外移転安全評価を申請する必要がある場合

そのため、企業は、自社が上記①～③のいずれかに該当するか否かを検討することが多い。実務上問題になることが多い②の要件については後述する。

（2）申告手続

上記要件に該当して安全評価審査義務を負う個人情報処理者は、主に3つのプロセスを経てCACに申告し、安全評価審査を受けることになる。

第一のプロセスは、申告のための関連資料の準備である。申告企業は、申告企業の基本情報等を記載した申告書のみならず、個人情報の越境者と国外受領者の間で約定する文書、並びに個人情報の越境移転リスクに関する自己評価文書を提出しなければならない。特に、越境移転リスクに関する自己評価文書については、申告前の3カ月前にリスク評価を完了する必要があり、手続面では、スケジュール管理も重要となる。実質面では、自己リスク評価は、大きく分けると①越境移転活動に関する全体的な状況の確認、説明、②越境移転活動のリスク評価（評価の過程で現れた問題・リスクの指摘とその改善対応措置、効果の説明）、③リスク評価を踏まえた結論（リスクとその改善対応措置を踏まえた結論）を記載する必要がある。自己評価を通じて現れた問題やリスクに対する一定の対応措置をある程度準備しておかなければ、CACによる安全評価審査には合格しない可能性が高いため、自己リスク評価の段階で一定の改善方法を検討しておく必要がある。

第二のプロセスは、申告後の形式審査である。申告企業がその所在地を所管するCACの省級機関に申告書類を提出すると、5営業日以内に形式審査が行われる。書類の不備があれば補充するよう通知があり、書類の不備がなければ、中央機関であるCACに申告書類が送付され、CACにより7営業日以内に受理審査が行われる。その結果、CACが正式に申告を受理した場合、実質審査がスタートする。

第三のプロセスは、CACによる実質審査である。実質審査は、CACから申告企業への受理通知発送日から45営業日以内に実施される。もっとも、CACが事案が複雑であると判断した場合、または事案の性質上書類の補充が必要と判断した場合には、CACの裁量による審査期間の延長が認められている。この期間延長については、現状公開されている情報の限りでは、特段長期にわたって延

[2] データ越境移転安全評価弁法第4条

長された事案は見当たらないが、今後の実務運用次第では企業の事業展開に負担となる可能性も考えられる。

以上のプロセスを経て安全評価審査を通過した場合、申告企業は2年間にわたって申告された範囲における個人情報の越境移転を実施することができる。

（3）実務上又は解釈上の留意点

上記２．（１）の3つの基準の中で、日本企業を含む大多数の企業にとって問題となるのが、10万人の個人情報又は1万人の機微な個人情報に関する基準への該当性の判断である。実務上でしばしば問題となるポイントは以下の通りとなる。

① 時間的範囲、算定基準

先ず、どの期間の個人情報を対象とするかについては、条文上、新たに越境移転しようとする時点から遡って前年度の1月1日までとされ、最長2年間に限定されている。次に、当該基準の算定に際しては原則として個人情報の属する自然人の数に基づき行われ、実務上、重複する場合には1人として算定されると考えられている。

② 数量調整の禁止

「個人情報10万人又は機微な個人情報1万人」という基準については、各企業の業界、事業内容、自社内の従業員の個人情報の種類等によっては当該基準に該当してしまう可能性も十分にある。そのため、2022年9月に上記②の基準が正式に確定した当初は、当該基準に該当しないための個人情報の処理に関する調整手法について一時的に議論されたこともあった。しかしながら、中国の国家安全と個人情報の保護の観点から越境移転に対するCACの安全評価審査を義務付けた規定を回避する目的の調整行為は重大な違法行為となる。そのため、今回の標準契約規定において、そのような調整行為は明確に禁止された。

③ 越境移転の概念

「越境移転」への該当性については、個人情報処理者が積極的に中国国外へ個人情報を提供、伝送、保存する場合に限らず、中国国内の個人情報処理者が日本本社など中国国外からアクセス、ダウンロード等を受けた場合も含まれる。

④ 現状と今後

2023年に入って同年1月までの北京市や上海市における個人情報の安全評価審査の申告数はそれぞれ約16件、約67件と発表されている[3]。上記の通り、全ての企業が安全評価審査を受ける義務を負うわけではないが、現状の申告件数の少なさからすると、審査義務を負う可能性がある多くの企業が依然として安全評価審査への申告を躊躇している状況が伺える。一方、弊職らの知る範囲でも、個人情報の越境移転が自社の事業展開に大きく関わる企業に関しては、申告の要否を慎重に見極めたうえで準備を進めている企業もいることは事実である。今後、安全評価審査の実務運用の蓄積と共に各企業による申告の増加も予想されるところである。

四、最後に

今回は、個人情報の越境移転に関する全体像と共に、日本企業が安全評価審査義務の有無を判断するための幾つかのポイントについて触れた。次回は、標準契約規定の施行を前に企業がその締結に向けて動き出している標準契約の締結について解説していく。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

back to contents

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

[3] https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/02/be7668692f2633bf.html

コンプライアンス・不祥事対応

中国事業の不正リスク対応(3)
中国子会社における内部統制システムの構築と経営資源の配置

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 松井　衡
PROFILE

一、内部統制システム構築に必要な経営資源とその配置

前回までの記事では、中国子会社で見つかった不正リスクへの対応の課題として、中国事業に適用される日本の基準である「監査における不正リスク対応基準」の適用にかかる現場理解の必要性、及び親会社による中国子会社からの経営・不正関連情報収集の課題を取り上げました。そして、グループ内での親会社による調査・資料提出要請（中国子会社のＰＣのメール等の提出等）において、中国の国家機密・従業員のプライバシー保護規制等が課題となるケースへの対応を検討するとしておりました。今後の連載では、近時のホットトピックとなっているこれらの課題を検討する予定です。今回は、その前に、中国法人における内部統制システムの適切な構築・運用にむけた基本的な課題である経営資源の配置にかかる課題を理解するために、2021年6月に開示されたO社の事案[1]（以下、「O社事案」といいます）を取り上げ、同社が設置した特別調査委員会（以下、「委員会」）が中国子会社とグループのコンプライアンス体制について指摘した事項を検討します。

O社事案において、委員会は、結論として対象の幹部（従業員）による法令違反行為を認定しなかったものの、中国子会社が構築したそのコンプライアンス体制及び親会社が構築したグループの管理体制が不十分だと指摘し、その構築を求める再発防止策を提案しました。多くの日系企業にとって、中国事業のために投入できる経営資源（以下、「リソース」ともいいます）が限られている中でも、通常想定される程度のリスクを管理できる体制の整備・運用を行うことが少なくとも必要です。そのためには、適切にリスク評価を行い、想定されるリスクとその重要度に合わせて、限られたリソース（人・資金と具体的なしくみの維持改善等）を配置する必要があります。又、中国等の新興国と日本の間では、相対的に見て相互の変化が速いため、リスクの定期的な見直しと制度への反映のサイクルを適切に管理します。

二、事案の概要

1. 調査の結果判明した不正行為の疑義とコンプライアンス体制の問題

O 社は、2000 年代前半から後半にかけて、中国にその製品を製造・販売する 100%子会社の SO 社と販売子会社の SOT 社を設立しました。調査実施当時には、JO 社（2019 年設立）に SO/SOT のすべての事業を移管していました（３社を合わせて「中国法人」といいます。）。調査対象行為の舞台となったのは SO 社と SOT 社で、その当時に同社の高級経理であった A 氏は、自らが設立に関わり、その親族が株主かつ役員である販売店である A 社と SO／SOT 社の間で取引を行わせて不正な利益を取得していた疑いが生じました。その端緒は、SO 社の内部者と推測される者から親会社 O 社及び東証等に対する内部通報・告発でした。それを受けて、会計監査人から O 社に対して件外調査等まで含めて実施するよう指摘があり、決算発表も延期されました。

委員会による調査の結果判明した事実関係は以下の通りです。SOT社では、製品の販売先を増やすために、食事や宿泊の領収書によって経費を精算し、払い戻された金銭を使って取引先にリベートを提供するような営業手段を用いていたようです[2]。A氏は、取引先国有企業から、販売先を増やすために販売店を設立したほうが便利であると提案され、親族のF氏の名義を借りる形で2014年にA社を設立し、就業規則に違反する形で取引を行わせました。さらに、営業経費捻出のため、A社とコンサルティング会社の間の一部の取引に過大な費用請求があった可能性があったとされました[3]。一方、経済的合理性が必ずしも説明できない取引による業績への影響は軽微であるとされ、さらに商業賄賂等の違法行為までは認定されま

[1] O 社が行った適時開示 https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS81864/12cff011/21b6/4920/8be0/a6a8ea86e9cf/140120210613447727.pdf 等に依拠します。

[2] 報告書 18 頁

[3] 報告書 35 頁

せんでした[4]。

2. 中国法人のコンプライアンス体制の不備

報告書では、中国法人において①「OKMグループ コンプライアンス・マニュアル」を作成しているが、従業員への配布・研修が行われているかが不明で体制整備が不十分、②その内部通報制度窓口は設置されていたが、従業員に対して周知されておらず、通報実績がないといった指摘に加え、③販売店の起用、維持において、営業部の従業員等との利害関係をチェックする体制、④営業での贈賄の防止体制、⑤営業経費の適切性をチェックする体制（が不十分なこと）等、規程や営業管理体制の不備が認定され、結論として海外子会社として通常必要と考えられる水準のコンプライアンス体制が整備されていなかった、と指摘されました[5]。

これとは別に、⑥調査の端緒となった匿名メールを、中国法人が「中傷メール」として扱っていたことや、中国法人の幹部が、同調査のために外部弁護士と対処を相談する際に、匿名メールの対象者であるA氏（被調査者）を面談に同行させたという調査方法も問われました。委員会は、中国法人によるこれら通報への対処を中心に、親会社（O社及びSO社）による調査方法の一部が不十分であったと指摘しました[6]。

三、中国事業の内部統制システムと親会社の役割

報告書が指摘したO社グループの中国法人のコンプライアンス体制の課題は広範に渡ります。これらの指摘事項に類似する事象が自社に存在するのではないかと懸念する日系企業もあるかもしれません。以下では、親会社がその義務を果たすための視点を説明します。

1. 内部統制システムの整備・改善の局面

前回[7]も説明した通り、子会社と親会社は別の法人であり、子会社の内部統制システムは、まずは子会社が構築すべきものです。一方で親会社が子会社を活用して事業展開する以上、親会社は、それが決定したあるべきグループの内部統制システムに適合的なシステムを子会社が構築するよう、一定の働きかけをすることは必要と考えられます。ただ、親会社取締役が何をしていれば子会社管理責任を尽くしたと評価されるかについては、明確な答えは示されていません。子会社毎の特性等に合わせた適切な管理方針を立てる必要があるなか、新興国の海外子会社の体制整備では、適用される法規制や現地商習慣・現地採用役職員の気質など、あらゆる面で日本と異なる中、現地の法規制や実務を十分に理解し尊重しながらも、国際的なコンプライアンス規制・要請にも配慮する必要があります。このような複数かつ複雑な要請の間でバランスを取る必要がある中で、親会社の体制に適合的な法令遵守を含む各種リスク管理体制を整備・運用するには、各要請を理解する知識と対処の経験が必要です。これらを備える人的リソースは貴重であり、親会社と中国法人の間で組織的に課題に取り組む体制を構築する必要があります。例えば、O社報告書は、本事案の原因として、A氏及び営業部従業員のコンプライアンス意識の欠如を指摘しますが、その是正には、現地役職員に持続的にコンプライアンス意識を向上させる健全なモチベーションを与える必要があり、それには親会社からの組織的支援が必要なことが多くあります。

2. 不祥事の兆候が現れた場合の対処に必要なリソース

O社事案の報告書は、O社及び中国法人のコンプライアンス体制の不備に加えて、不正の兆候が現れた際の初動調査の不備を指摘します。海外子会社における不正リスク管理のための各種リソースの状況によっては、代表取締役や海外事業部門の業務担当取締役は、モードを変えて調査するかの判断を（国内）より保守的に行うことも考えられます。グループ内で構築された管理体制をもって、「通常想定される不正行為」を防止できていると判断できる場合はよいのですが、海外事業における変化は早く、「通常想定される」事態も迅速に変化します。リソース面等から懸念がある場合には、通常（国内案件）よりも早い段階でマインドセットを切り替え、社内経験者や外部専門家等のリソースを追加投入し、より深掘りして調査させる必要性が比較的高いのではないか考えます。つまり、自らのリソースの限界や配置状況を常時把握したうえで、対象海外事業のリスクにあわせて臨機応変の判断をするという心構えが必要と考えます。

[4] 報告書 26 頁、36 頁及び 62 頁等
[5] 報告書 64 頁等
[6] 報告書 40~43 頁
[7] 本連載の前回（2023 年 3 月）記事 https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/CNL_02_04_matsui_2303.pdf をご参照ください。

四、O社事案での指摘事項への対処と一般的な課題

上記の要素に照らして、O社事案の報告書から我々が学べることを確認します。O社事案の報告書の指摘事項（上述二）と再発防止策は、その認定した事実からして首肯できる部分が多くあります。一方で、リソースが限られている企業にとっては、再発防止策が提言した体制を直ちに整備するには相当な工夫が必要とも思われます。

上記でまとめた指摘事項にあるとおり、同報告書では「OKMグループ コンプライアンス・マニュアル」に沿った従業員向け研修が無かったことが指摘されています（①）。マニュアルだけで、実態が伴わないペーパー・コンプライアンスという課題は、中国で事業展開する日系企業で散見されます。人事評価などを通じて、コンプライアンスを改善するモチベーションを持続的に付与しない限り、実質を伴うコンプライアンス体制を構築・運営することは事実上困難であったと思われます。②～⑤の各種内部通報や規程・リスク管理体制の充実及び実効化も同様です。さらに、変化の速い中国では、リスクの評価も比較的速いサイクルで陳腐化します。投入すべきリソースには、適切な人材や資金の他に、現状のリスク管理体制において、手当が薄い部分が生じていないかを検証・改善する持続的な仕組みの導入も含まれます。

なお、報告書は、O社事案の原因分析において、中国法人の事実上のトップである日本人総経理が、２代続けて製造部門出身で、営業面からの監督に必要な知見に乏しく、中国語での会話に通訳が必要であったことを指摘します[8]。この点は、原因の一端を構成しうると思いますが、それだけで原因になるとは限らないようにも思われます。総経理に営業管理の知見がないことは、それに必要な知見を補佐できるリソースを付けることで解決できます。そして、総経理を含む管理チームが、現地営業部門や役職員とのコミュニケーションを通じて必要なモチベーションを与えられれば、現地のコンプライアンス体制を活性化することができます。必要なのは、管理チームと従業員の双方に健全なコンプライアンス意識向上に向けた持続的なモチベーションを与えることです。そのために必要な施策の選択は、現地の事情に通じた子会社が行うことになります。親会社ができることには、グループ内の各種のコンプライアンス・プログラム等の改善を通じて、中国法人が上記のモチベーションを持続的に付与することに向けた人事評価制度の改善策の検討を支援するなど、中国法人に選択肢を与えることも含まれます。その視点が現地に限られがちな中国法人に対して、より広い視点から、管理体制を持続的に改善するために資する選択肢を提供したりすることを通じて支援することも、本社が担うべき重要な役割と考えます。

まずは、コンプライアンスの要である総経理として適任者を選任し、研修やその補佐役を付けることで必要な知見を補い、現場からの情報収集と本社への報告・相談に必要なリソースを確保する必要があると考えます。また、従前から中国子会社の経緯と実務に精通し、営業部門等の実態を知る経験者（中国法人幹部経験者や管理部門の経験者）には、三つのディフェンスライン[9]の第２線や第3線となる部署を担ってもらい、各種のコンプライアンス・プログラムの選択肢の検討とその導入を支援すること等を通じて、中国法人からの情報収集とモニタリングの実効性を上げる為の施策に継続的に関与してもらいます。収集した情報から判断されるリスクの大小に合わせ、会社の内外から適切なリソースを調達し、管理体制の改善に向けた適切な配置を決定します。その成否は、経営層から担当者へ、継続的に改善を行う健全なモチベーションを持続的に与えることができるかどうかにも左右されます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

back to contents

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

[8] 報告書 65 頁

[9] 経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」77～90 頁

新法紹介

1　国家市場監督管理総局による独占禁止法に関する一連の規則
2　「広告における絶対的用語に関する法執行ガイドライン」
3　「インターネット広告管理弁法」
4　「化粧品ネットワーク経営監督管理弁法」

1.国家市場監督管理総局による独占禁止法に関する一連の規則

国家市場監督管理総局は、2023年3月24日付で、独占禁止法に関連する「行政権力濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定」、「独占合意の禁止に関する規定」、「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」、「事業者集中審査規定」の4つの改正規則を公布し、2023年4月15日から施行する。今回の改正規則は、2022年6月の第一回パブコメ案を踏まえたものであるが、同年に改正された独占禁止法に基づき、中国の市場環境の変化及び監督・管理の実状を踏まえて改正されたもので、改正規則の施行と同時に、現行の4つの暫行規定（「事業者集中審査暫行規定」、「行政権力濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する暫行規定」、「独占合意の禁止に関する暫行規定」、「市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫行規定」）は廃止される。

国家市場監督管理総局は、法執行の際に顕在化した問題を念頭に、今回の改正において以下の方面から修正・調整している。

（１）独占禁止法に関連する規定の細分化

例えば、①行政機関との面談の内容、手順、方式などを細分化し、②水平型独占合意における「競争関係を有する事業者」の主体範囲を明確にし、③ハブアンドスポーク型独占合意における「その他の事業者を組織して独占合意を締結」した場合と「その他の事業者が独占合意を締結するために実質的なサポートを提供」した場合の具体的な表現形式を明確にし、④2022年の独占禁止法で制度化された「stop the clock」制度（事業者集中の審査を中断して審査期間の進行を停止する制度）を詳細に規定し、事業者集中の審査における「支配権」、「集中の実施」などの判断要素を明確にした。また、事業者集中に参加した事業者の売上高の計算方法等を最適化するための規定を設けた。

（２）監督管理のための法執行手続の最適化

行政権力濫用による競争の排除又は制限行為を調査する過程における関係部門と個人の調査協力義務を設けた。また事業者集中に関しては、申告基準に達していないが競争への排除・制限効果をもたらす又はその恐れがある事業者集中の審査と調査の規定を定める一方、事業者集中審査の簡易手続の運用を最適化した。更に、独占合意と市場支配的地位の濫用行為事件の調査過程における中止、事件報告の届出手続等を制度化している。

（３）関係主体の負うべき法的責任の明確化

様々な反独占行為の中でも、特に、独占合意において個人責任を追及されるべき法定代表者、主要責任者並びに直接責任者を対象として、処罰の軽減又は免除の幅を明確にしている。

なお、2022年のパブコメ案では、独占合意に関するセーフハーバー条項について、関連市場における市場シェアが15%を下回り、且つ一定の条件を具備する場合には、その独占合意を処罰しないといった具体的な基準が提示されたため、当該基準が正式に公布されるかが注目されていた。しかし、一連の規則では具体的な市場シェア基準が削除された。今回は見送られたものの、条文上、別途定めるものとされており、今後の動向が注目される。

URL：https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353972.html
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353973.html
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353968.html
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353971.html

（国家市場監督管理総局2023年3月24日公布、同年4月15日施行）

2.「広告における絶対的用語に関する法執行ガイドライン」

国家市場監督管理総局は、2023年3月20日付で、「広告における絶対的用語に関する法執行ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という）を公布した。本ガイドラインは、「広告法」、「行政処罰法」等の関連法令・規定に基づき、主に「広告法」第9条3項に定める「国家レベル」、「最高レベル」、「最良」並びにそれと同じ又は類似した絶対的用語の広告における使用の禁止規定をより明確にし、各地方の所管部門において当該法令や規定を統一的に執行することを目的として制定されたものである。

本ガイドラインは、計11条から構成されており、特に第5条、第6条に定める適用除外の要件、第8条に定める行政処罰の裁量権行使、第11条に定める違法行為が軽微又は社会への危害が比較的小さいと認められない場合の要件がポイントになってくると思われる。

その詳細は、以下の通りにまとめられる。

（１）適用除外の要件

本ガイドライン第5条によれば、広告において使用された絶対的用語が商品事業者の販売する商品自体を指しておらず、例えば①商品の事業者によるサービスの姿勢又は経営理念、企業文化、当該事業者の主観的な願望のみを表明する時、②商品の事業者が追

求する目標のみを表明する場合、③絶対的用語の指す内容が広告で宣伝された商品の機能、品質と直接関連しておらず、且つ消費者に誤解させないその他の場合は、絶対化用語に関する規定を適用しないとされている。

また、第6条によれば、広告で使用された絶対的用語が商品の事業者が宣伝する商品を指しているものの、消費者に誤解させ又はその他の事業者を貶してしまう客観的な効果又は結果がなく、例えば①同一ブランド又は同一企業の商品を自ら比較するためのみに使用されている場合、②宣伝する商品の使い方、使用期間、保存期間等の消費のための表示のみに使用されている場合等は、絶対化用語に関する規定を適用しないとされている。

（２）行政処罰の裁量権行使

本ガイドライン第8条によれば、所管部門が絶対的用語の使用に対して行政処罰を行う場合、広告法等の関連法令に基づき、広告の内容、具体的文脈及び違法行為の事実、性質、情状、社会への危害のレベル並びに当事者の過失等、実際の情況を考慮した上、法執行の基準を正確に運用し、合理的に行政処罰の裁量権を行使しなければならないとしている。

（３） 違法行為が軽微又は社会への危害が比較的小さいと認められないケース

本ガイドライン第11条によれば、①医療、美容医療、医薬品、医療機器、保健食品、特殊な医療用調合食品の広告に治療効果、治癒率、有効率等に関する絶対的用語が使用された場合、②投資勧誘等の商品広告において投資の収益率、安全性等に関する絶対的用語が使用された場合、又は③教育・研修の広告に教育・研修の運営機構又は効果に関する絶対的用語が使用された場合には、一般的に違法行為が軽微又は社会への危害が比較的小さいと認められないとされている。

URL：https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/ggjgs/202303/t20230320_353975.html

（国家市場監督管理総局2023年3月20日公布、同日施行）

3.「インターネット広告管理弁法」

国家市場監督管理総局は、2023年3月24日付で、「インターネット広告管理弁法」（以下「本弁法」という）を公布し、5月1日より施行する。本弁法は、2021年11月に意見募集された第一回パブコメ版を踏まえたものであるが、その施行に伴い、2016年に施行された「インターネット広告管理暫定弁法」は同日に廃止される。

従前の弁法と比べ、本弁法は、広告主、インターネット広告事業者及び発行者、インターネット情報サービスプロバイダーそれぞれの責任を更に明確にし、一般市民からしばしば不満・苦情が出ているポップアップ広告、オープン画面広告、スマートデバイスを利用した広告発行などを規制するとともに、ネイティブ広告、リンクを含む広告、競争ランキングによる検索連動広告、アルゴリズム推薦方法を用いた広告、インターネットライブを利用して発行する広告、審査を経なければならない広告の変則的な発行等重点的領域における広告を監督管理するための規則を細分化し、広告のイメージキャラクター(CMタレント)に関する管轄規定を新たに追加することによって、インターネット広告業への適切な指導や処罰制度を明確している。特に、本弁法第6条、第7条により、タバコ、処方薬のほか、医療、医薬品、医療機器、農薬、動物薬、保健食品、特殊医学用調整食品等の広告についてその発行が厳しく制限されているため、それらの分野に携わっている日本企業は、中国で事業展開する時に、広告法や本弁法等の関連法令の定めに適合するように注意しなければならない。

URL：https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353974.html

（国家市場監督管理総局2023年3月24日公布、同年5月1日施行）

4 「化粧品ネットワーク経営監督管理弁法」

国家薬品監督管理局(NMPA)は「化粧品インターネット経営監督管理弁法」（以下「本弁法」という）を2023年4月4日付で公布し、同年9月1日から施行する。本弁法は、計5章、35条から構成され、主に中国域内において化粧品のネット通販に従事する場合やECプラットフォームサービスを提供する場合に適用され、一方越境ECを通じて化粧品の小売業に携わる場合には適用されない。主に以下の4点がポイントとなっている。

① 本弁法の適用対象と所管部門の明確化

まず、本弁法の適用対象となる「化粧品電子商経営者」としては、化粧品ＥＣプラットフォームの経営者、プラットフォーム内の化粧品経営者並びに自社ウェブサイトやその他のネットワークを通じて化粧品の通販を従事するＥＣ経営者が列挙されており、またNMPA並びに県レベル以上の薬品監督管理部門が化粧品のオンライン経営について監督・管理の職権を持つとされている。

② プラットフォーム経営者の管理責任

プラットフォーム経営者が同プラットフォームにおける経営者に対して管理責任を負うことを明確にする。プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内の経営者への実名登録の要求、日常的な検査の実施、違法行為の差し止め及び報告、重大な品質安全情報の報告等に対する監督・管理責任が求められる。

③ 化粧品経営者の責任

プラットフォーム内の化粧品経営者の負う法律責任を明確にする。すなわち、プラットフォーム内の化粧品経営者としては、入荷検品、品質情報の開示、リスクコントロール、欠陥品・不良品のリコール等の義務を履行しなければならないとされている。

④　所管部門の責任

所管部門による監督管理に対する要求を明確にする。特に監督検査の職権、行政処罰の管轄権、インターネット上の製品の抜取検査、インターネット経営状況のモニタリング等の方面について、規定している。

URL：https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/ggtg/qtggtg/20230404165303195.html

（国家薬品監督管理局2023年4月4日公布、同年9月1日施行）

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

back to contents

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国からの風便り

Chat GPTと中国

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮
PROFILE

中国人は新しいものが大好きである。その中でも、特に最近中国の若者を中心に話題になっているものはChat GPTである。Chat GPTは、アメリカのOpen AIという企業が開発したGenerative Pretrained Transformer、いわゆる生成AIのことであり、質問に対する回答の作成や、人間との対話を行うことはもちろん、小説や音楽等の創作活動を行うことも可能である。

このChat GPTは中国語にも対応しているが、中国からのアクセスは禁止されており、中国国内からは利用することができない。しかし中国の若者はVPN等を駆使してこの新しい技術を試して楽しんでいるようである。

これに対抗して、中国の大手検索サイトである百度も「文心一言」と呼ばれる生成AIを開発したと発表した。しかし実用化にはまだ程遠い情況にあるようである。筆者も中国国内から登録してみたが、サービスが開始されたら通知をするとの表示がなされるだけであり、まだデモ版の体験すらできていない。アメリカとの生成AIでの開発競争に負けてはならないという中国の思惑が見てとれるが、現時点におけるChat GPTとの差は大きいように思われる。

この生成AIは、今後身の回りの機械や家電、ソフトウェアに利用され、広く生活に浸透していくと予想されるため歓迎する意見が多い反面、野放図な開発や普及を懸念する意見もある。なぜなら開発者自身にも生成AIの思考回路を完全に把握することができないという問題があるからである。そのため開発者らが先端生成AIの開発を一時中止するよう呼びかける書簡に署名したり、イタリア政府がChat GPTを一時禁止したという動きがある。

AIは、ネットワーク上のあらゆる情報や知識にアクセスし、自ら思考するようになる。創作活動を行うにあたっても、人間がその表現によってどのように受け止めるかという点まで学習するようになるかもしれない。人間の知能を超えるいわゆるシンギュラリティもそう遠い未来ではなくなったのかもしれない。中国政府は、4月11日、「生成AIサービス管理弁法案（意見募集稿）」を公表し、生成AIについて審査義務を課し、政権や社会主義体制の分裂を扇動するような内容、テロリズムの宣伝、暴力やわいせつな内容を生成することを禁止し、開発者に対し罰則が科せられることとされているが、生成AIが開発者のコントロールできる領域を超えて進化する可能性があることは忘れてはならない。この巨大な頭脳をどのように規制していくのか、これはまさに人間対AIの一局面かもしれない。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

back to contents

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

近時の活動

セミナー及び執筆のご紹介

1　近時行われるセミナー

テーマ：【オンラインセミナー】(仮)中国に赴任した総経理・駐在員として、最低限知っておくべき中国法

日時：2023年5月30日(火) 15時00分～ 16時30分

講演者：弁護士法人大江橋法律事務所　弁護士　松本　亮

森村国際会計事務所　代表 税理士　行政書士　森村　元

ＵＲＬ：https://www.ohebashi.com/jp/feature/seminar_information.php（詳細が決定次第こちらのページに掲載予定です。）

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

back to contents

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。